

牛群検定成績の証明取扱要項

制定	昭 50. 2. 1	
改正	昭 51. 4. 1	昭 52. 4. 1
	昭 57. 8. 1	昭 60. 4. 1
	平元. 4. 1	平 3. 2. 1
	平 6. 4. 1	平 9. 4. 1
	平 14. 4. 1	平 16. 4. 1

(趣 旨)

第 1 牛群検定事業による雌牛の検定成績は、この要項によりホルスタイン種登録雌牛の検定成績証明を申し込む場合、本会の登録規程及び同補助規程によったものとみなす。

(条 件)

第 2 この要項による検定成績は、次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 検定法は次のものとする。

- イ 立会検定
- ロ 自動検定

(2) 分娩日からの検定成績で、第 1 立会日の記録を適用する日数が 62 日以内のもの

(3) 検定期間が 10 月のもの

希望により、検定成績証明にあつては 1 年又は 366 日以上 of 1 乳期のもの

ただし、366 日以上 of 1 乳期は、同一乳期の 10 月又は 1 年の検定成績を証明したものに
限る。

(4) 国の牛群検定事業による検定成績に含まれる推定回数が、2 回を超えないもの

(搾乳回数)

第 3 この要項による検定成績の搾乳回数の区分は、検定全期間を通じ立会時 1 日当たりの最多搾乳回数による。

ただし、自動検定においては、搾乳回数は明記せず、自動検定による旨を明記する。

(申 込)

第 4 この要項により申し込む場合は、登録取扱手続の定める申込書に「牛群検定」と記載し、本会に提出する。

(同時検定)

第 5 同一乳期中における検定期間を異にする検定を同時検定という。

(料 金)

第6 この要項による申込料金は、次のとおりとする。

(1) 検定成績証明

イ 個体ごとの申込み(1件につき)

(イ) 検定開始前又は検定中に申し込むもの	4,410円
(ロ) 検定終了後6月以内に申し込むもの	5,670円

ただし、366日以上の1乳期にかかるものは、(イ)に定める額とする。

ロ 牛群ごとの申込み

(イ)の基本料金と(ロ)の検定成績1件当たりの料金に件数を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(イ) 基本料金	10,500円
(ロ) 検定成績1件当たりの料金	1,050円

(2) 同時検定の成績証明(検定期間1種類につき)

イ 個体ごとの申込み	4,410円
ロ 牛群ごとの申込み	1,050円

(施行)

第7 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

(附則)

第8 この要項が施行される前に自動検定によって完成した検定成績については、第2項に定める条件を満たしているものに限り、この要項によって取り扱うものとする。